農地・農業用施設等災害復旧事業の申請について

災害復旧事業の対象となる農地・農業用施設は、下記の方法で申請を受け付けいたします。

□申請方法と主なながれ

①まず「口頭または電話」でご連絡ください。

本事業については災害の速報を報告する必要があり、その報告期限があります。本事業で申請を行う場合、この期限が過ぎたものについては申請が受理されません。災害発生から**2日以内**に口頭または電話で場所等を連絡してください。

②申請書を提出

災害復旧工事申請書及び復旧工事確約書の提出は災害発生より<u>5日以内</u>にお願いいたします。災害発生後は被害額の申請を行った後、さまざまな書類を作成しなければなりません。そのため申請についても早めに行う必要があります。

③現地調査

申請書の提出後、被災状況の確認や査定設計書作成のために現地調査を行う必要があります。現地調査日までに被災箇所の草刈り等をお願いいたします。

④ 査定

災害復旧事業の査定官が現地で復旧工事内容の確認を行います。この査定によって事業費の決定が行われ、復旧工事を行えるようになります。

